

赤十字の活動資金に ご協力ください

災害への備えの強化を図り
県民の皆さまの安全安心に努めてまいります。



ごあいさつ

平素は赤十字活動に格別のご支援ご協力を賜りまして厚くお礼申しあげます。

日本赤十字社では、苦しんでいる人たちを救いたいという人道を理念に、災害時の医療救護活動や被災者支援活動をはじめ、災害の備え、さらに応急手当ての方法や高齢者の介護の方法を学ぶことができる講習など県民の皆さまの安全安心や社会のニーズに沿った活動に取り組んでいます。

熊本地震災害等におきましても、県内赤十字病院の医療チームを直ちに被災地に派遣し、被災者の皆さんの診療や周辺避難所等への巡回診療など継続的な救護活動や被災者支援活動にあたりました。

こうした活動に取り組むことができますのも、ひとえに皆さまのお力添えのお陰であり、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

ご承知のとおり赤十字活動は、税金等の公的資金には拠らず、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。

そのようなことから日本赤十字社では赤十字活動を資金面で支えていただける会員増強運動を展開し、活動資金へのご協力ををお願いしています。

皆さまにおかれましては、赤十字活動の意義や公益性等につきまして何卒ご理解をお願い申しあげ、活動資金にご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

日本赤十字社兵庫県支部長
井戸 敏三

災害救護 災害への備え

日本赤十字社は災害対策基本法や国民保護法等の指定公共機関に指定されており、いつでも被災地に医療チームを派遣し災害救護活動を行えるよう、また毛布や緊急セット等の救援物資などを各地域に備蓄し災害に備えています。

国際救援

世界190か国の赤十字社等が協力し、災害や紛争で苦しむ国の人々に支援の手を差しのべています。阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、多くの国々から支援が寄せられました。

血液事業

輸血用血液製剤を扱う国内唯一の事業者として、いつも安全な血液製剤を患者さんのものと安定的にお届けできるよう努めています。

医療事業

地域の災害拠点病院、公的医療機関として、さまざまな防災訓練への参加等を通じて災害対応力の強化や地域医療の確保に努めています。

地域の 安全安心

県内の交番等に救急医薬品を、各地域や警察施設等にAEDを設置しています。また各地域に毛布等の救援物資を備蓄するなど地域の安全安心に役立てていただいているいます。

講習事業

地域の安全安心に役立てていただきため、ケガや事故等での応急手当ての方法や、高齢者の介護の方法を学ぶことができる講習会を各地で開催しています。

赤十字奉仕団

各地域で社会福祉や子育て支援等に取り組む地域奉仕団、専門的な技能をもった特殊奉仕団、学生等で組織される青年奉仕団が、知識や技能を生かして活動しています。

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、災害救護活動や被災者支援活動をはじめ、災害への備え、さらには地域の皆さまの安全安心や社会のニーズに沿った活動に役立てられています。

県内の交番等に救急医薬品を配備

県内750か所の交番や警察施設に救急医薬品を配備しています。ケガや事故などで平成28年度は387件の利用がありました。



県内各地にAEDを設置

救命に役立てていただこうと各地域や警察施設など175か所にAEDを備えています。平成28年度は2件の使用がありました。

支援センターを活用した災害への備え

平成29年度から運用を開始した「災害救護支援センター」を有効活用し、日本赤十字社の全国救護班研修等の開催を通じて災害に備えています。

そこに、守りたい がある。

1 税制上の優遇措置

日本赤十字社にお寄せいただいた活動資金には、その公益性から税制上の優遇措置を適用することが認められています。

	寄附金の区分	募集(適用)期間	根拠法令	措置の内容等
個人の場合	特定寄附金 (所得控除)	通年	所得税法 第78条第2項第3号	寄附金の全額(ただし上限は寄附者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた金額を、寄附者の年間所得総額から控除することができます。
	住民税控除	毎年4月1日～ (ただし募集金額に達した時点で終了)	地方税法 第37条の2 地方税法 第314条の7 地方税法施行令 第7条の17の3	寄附金の全額(ただし上限は寄附者の年間所得総額の30%まで)から2千円を差し引いた金額の10%を寄附者の住民税額から控除することができます。 総務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対して適用されるものです。兵庫県支部では、住所地が兵庫県内で、10万円以上のご寄附に対して優先的に、適宜適用することとしています。また特定寄附金も併せて適用することができます。
	相続税の 非課税	通年	租税特別措置法第70条	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄附した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。ただし相続税の申告期限内(相続開始から10か月以内)の寄附によります。
法人の場合	指定寄附金	毎年 4月1日～9月30日 (ただし募集金額に達した時点で終了)	法人税法 第37条第3項第2号に基づく 財務省告示	財務大臣が指定する日本赤十字社の事業に対する寄附金の全額を、寄附金の損金算入限度額にかかわらず損金に算入することができます。兵庫県支部では、1回あたり2万円以上の寄附金を対象として、10万円以上のご寄附から優先的に、適宜適用することとしています。
	特定公益増進法人 に対する寄附金	通年	法人税法 第37条第4項	一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することが認められています。

2 日本赤十字社や国の表彰制度

一定の条件や基準がございますが、活動資金へのご協力に対しまして日本赤十字社や国の表彰制度が設けられています。

区分	種類	条件、基準等
日本赤十字社	金色有功章	50万円以上ご協力いただいた個人、法人、団体に贈呈します。
	銀色有功章	20万円以上ご協力いただいた個人、法人、団体に贈呈します。
	支部長感謝状	10万円以上ご協力いただいた個人、法人、団体に贈呈します。
国 ※受章の可否は 国の基準により 決定されます。	厚生労働大臣感謝状	同一年度内に一時または数次に100万円以上500万円未満のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。 法人・団体は300万円以上1,000万円未満となっています。
	紺綬褒章	個人で一時または3年内に500万円以上のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。 法人は1,000万円以上となっています。ただし厚生労働大臣感謝状と紺綬褒章を併用申請することはできません。